

長野県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について

鳥獣対策・ジビエ振興室

1 目的

鳥獣保護管理事業計画は、「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第3条の規定に基づき、環境大臣が「基本指針」を定め、これに即して県知事が同法第4条の規定により定めることとされている。

鳥獣保護区等の指定、特定鳥獣に関する保護管理に係る計画の策定などの「鳥獣保護管理事業」を実施するため、鳥獣の生息状況など地域の実情に即して策定するものであり、現在の第12次鳥獣保護管理事業計画が、本年度末で終了することから、新たに第13次鳥獣保護管理事業計画を策定する。

2 計画の期間

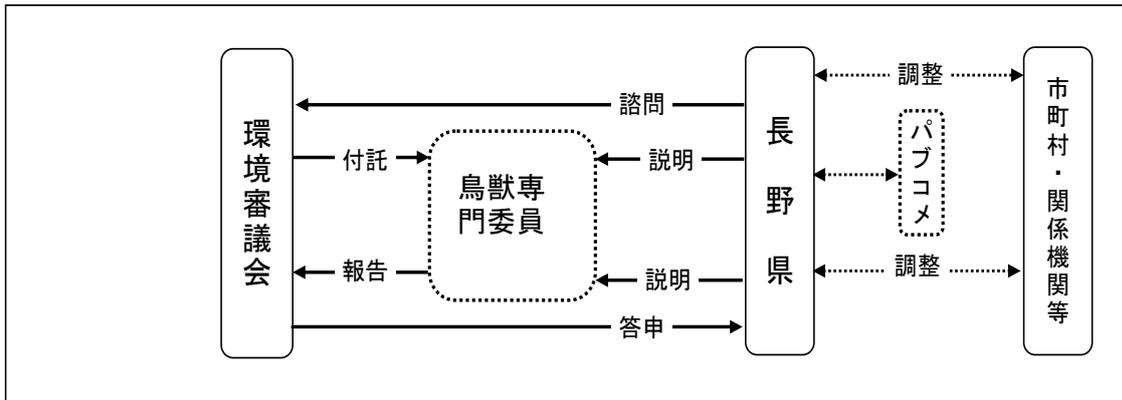
令和4年4月～令和9年3月（5年間）

3 計画の策定項目

- (1) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区の指定に関する事項
- (2) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- (3) 鳥獣の捕獲等及び卵の採取等の許可に関する事項
- (4) 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- (5) 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に関する事項
第一種計画：生息数が著しく減少又は生息範囲が縮小している鳥獣を対象とした計画
第二種計画：生息数が著しく増加又は生息範囲が増加している鳥獣を対象とした計画
＜例＞ ① ツキノワグマ ② ニホンザル ③ イノシシ ④ カモシカ ⑤ ニホンジカ
- (6) 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- (7) 鳥獣保護管理事業に関する普及啓発に関する事項
- (8) 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項
- (9) その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

4 第13次鳥獣保護管理事業計画策定までのスケジュール等

(1) 計画策定の体制



(2) 計画策定のスケジュール

実施機関		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国	環境省		● 鳥獣保護 管理小委 員会		● 鳥獣保護 管理小委 員会	● 中央環境 審議会自 然環境部 会で答申	● 基本指針 の告示						
	環境審議会						● 諮問				● 中間報告		● 答申 (目標)
長野県	鳥獣専門委員会									● 中間検討			● 計画案作成
	策定作業		この間、現地機関において市町村等関係者の意向確認、地域の意見等情報収集を行う。						→ 基本指針に則し、 計画素案作成				
	意見募集等									→ 関係機関協議 及び意見集約			● パブリックコメント

5 鳥獣専門委員会の設置

計画内容の専門性から、幅広い知識と専門的な見地から検討を行う必要があるため、専門の委員会を設置して検討行いたい。

委員会での検討経過は、環境審議会に報告する。